

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 3 月 3 日
契 約 業 者 名	R 7・8・9 品川・万世橋管内橋梁点検業務復建エンジニアリング・首都高技術設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋堀留町 1－1 1－1 2 東京都港区西新橋二丁目 1 4 番 1 号
業 務 の 名 称	R 7・8・9 品川・万世橋管内橋梁点検業務
業 務 場 所	東京国道事務所 品川出張所及び万世橋出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、橋梁の維持管理の基礎的な情報や橋梁の劣化特性の分析への活用を目的として、部材毎の損傷程度の評価などの橋梁各部の外観性状に関する客観的事実の収集し、記録するために行うものである。 1. 補修設計照査 2. 共通（調査・計画業務） 3. 直接経費
履 行 期 間 （自）	令和 7 年 1 0 月 2 1 日
履 行 期 間 （至）	令和 1 0 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 4 7, 6 2 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 8 6 9, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	1 4 8, 4 8 9, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 補修設計照査 1) 点検結果を確認したところ、補修設計照査を実施する必要がある橋梁が無かったため、補修設計照査の橋梁数を変更（減）する。 2. 共通（調査・計画業務） 1) 現地精査の結果、関係機関数が想定より増加したため、関係機関との協議資料作成、関係機関打合せ協議を数量精査（増）する。 3. 直接経費 1) 現地精査の結果、通常の足場ではなく船上から点検を実施しなければならない橋梁が生じたため必要となる機械経費として、機械経費（橋梁定期点検）を増工する。 2) 上記変更に伴い安全費（率計上）が増額となるため、安全費（橋梁定期点検）を増工する。 3) 全国道路施設点検データベースの活用に伴い、点検施設の登録が必要になったため、全国道路施設点検データベース登録料を追加する。